

令和5年度
港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会
総会資料

【添付資料】

・港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会規約

【別添資料】

・港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会 会員名簿

令和4年度 事業報告

新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組みながら、少人数での交通安全キャンペーン等を実施し交通事故防止に取り組みました。

港北区内の事故状況をみると、事故件数及び負傷者数は前年と比べ減少しましたが、死者数は1人増加となりました。また、自転車が関する事故は、137件（前年比+14件）発生し、横浜市内ワースト3位という厳しい結果となりました。

今後も交通事故を減らすために、交通安全関係団体及び地域が連携し「交通事故のない安全で快適な街 港北」の実現に向け、事故防止対策を進めていきます。（7～8 ページ参照）

令和4年度 港北区交通安全宣言

交通事故のない、安全で安心して住むことのできる地域社会を築くことは、すべての港北区民の切実な願いです。

家庭、学校、職場、そして地域全体で交通安全対策を推進し、すべての人が交通事故で悲しみを味わうことのない地域社会を実現するため、いかなる時でも交通マナーの向上に努めるとともに、誰もが事故を起こさない、事故に遭わないように心がけることを宣言します。

- 一、子どもとお年寄りを交通事故から守るため、思いやりとゆずりあいの精神で快適な交通社会を築きます。
- 一、子どもが自分自身で交通事故から身を守れるよう、交通ルールの周知を徹底します。
- 一、人の命を脅かす悪質な犯罪である飲酒運転を根絶します。
- 一、車に乗るとき、乗せるときはすべての座席のシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい着用を徹底します。
- 一、被害者にも加害者にもなる自転車の交通ルールを守ります。
- 一、高齢ドライバーによる痛ましい事故を港北区で起こさないためにも、運転免許の自主返納やサポートカーの利用を推進します。

【重点事項】

- 1 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 2 二輪車・自転車の交通事故防止
- 3 高齢者と子どもの交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶

【活動推進】

- 1 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 2 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 踏切道における交通事故防止
- 5 暴走族の追放

1 各季の運動・強化月間

(1) 春の全国交通安全運動(期間 4月6日～4月15日)

4月6日、春の全国交通安全運動の初日に、東急菊名駅前において、関係団体および東急電鉄の職員にも御協力をいただきながら、啓発物品の配布等を行いました。自転車利用者に対しても反射材やリフレクターを配布し安全運転を呼びかけました。(参加者30名・啓発300名)



(2) 交通事故死ゼロを目指す日(4月10日・9月30日)

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

4月15日に予定していた高齢者ウォークラリーは、雨天のため中止とし、港北公会堂会議室で交通安全講習会を実施しました。(参加者9名)

9月30日、港北区役所から大倉山公園までウォークラリーを実施し、聴覚実験など参加体験型の交通安全教室を実施しました。(参加者14名)



(3) 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間
(期間 5月1日～5月31日)

5月9日、アピタテラス綱島横浜店の出入口2カ所において、啓発物品を配布し交通事故防止を呼びかけました。

(参加者 14名・啓発 50名)



(4) 二輪車交通事故防止強化月間 (期間 6月1日～6月30日)

6月6日、横浜テクノロジーセンター (綱島アップル研究所) 付近にて予定していた二輪車交通事故防止強化月間キャンペーンは、雨天のため中止しました。

(5) 夏の交通事故防止運動

(期間 7月11日～7月20日)

7月11日、日吉駅にて、商店街側と慶応大学側に別れ新型コロナウイルスの感染予防対策をとりながら、啓発物品を配布し、交通事故防止を呼びかけました。

(参加者 30名・啓発 300名)



(6) 秋の全国交通安全運動

(期間 9月21日～9月30日)

秋の全国交通安全運動の初日となる9月21日に新羽駅前において交通安全キャンペーンを実施しました。反射材等を配布し、交通事故防止を呼びかけました。

(参加者19名・啓発400名)



(7) 飲酒運転根絶強化月間 (期間 12月1日～12月31日) 及び年末の交通事故防止運動 (期間 12月11日～12月20日)

12月9日、年末の交通事故防止運動に先駆け、新横浜駅前で広報活動及び啓発物品の配布をしました。感染防止対策を取りながら交通事故防止を呼びかけました。

(参加者 22名・啓発 400名)



2 高齢者の交通安全教育

(1) 交通安全シルバーリーダーの活動

新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会総会は書面での議決とし、会員137名中70名から書面表決書を提出いただき、過半数をもって可決されました。

(2) シルバードライビングスクール

10月31日に日吉自動車学校（参加者9名）、11月7日に菊名ドライビングスクール（参加者10名）において、シルバードライビングスクールを実施しました。改正道路交通法が令和4年5月に施行され、運転技能検査が義務化されるなど、高齢者講習制度が変わった点も説明を受けた他、運転中の注意点を再確認しました。



日吉自動車学校



菊名ドライビングスクール

(3) 交通安全シルバーリーダー養成研修会

11月2日、道路局主催の養成講座（於：都筑区役所）に港北区から5名が参加し研修を修了しました。受講後は、交通安全シルバーリーダー（高齢者交通安全指導者）として登録され、地域の交通安全活動への参加等、御協力をいただきます。



研修会の様子

(4) 高齢者交通安全教室（シルバーセーフティスクール）

新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から中止しました。

(5) 交通安全シルバーウォークラリー(再掲)

警察署と交通指導員の協力を得て、交通安全シルバーリーダー連絡協議会や老人クラブ等の会員を中心に、歩行中の安全確認指導及び交通安全の基礎的な知識の確認を行いました。

4月15日 雨天のため港北公会堂で交通安全教室を実施（9名参加）

9月30日 港北区役所から大倉山公園まで(14名参加)

(6) 「高齢者交通安全の日」(港北警察署主催)

毎月15日の「高齢者交通安全の日」に合わせて、警察署が中心となり、区内の高齢者が多く集う施設等で啓発活動を実施しました。また、高齢者モデル地区(仲手原地区)の高齢者宅の戸別訪問を実施しました。

高齢者交通安全の日 啓発活動

実施日	会場	参加者数
4月15日	港北公会堂	15名
6月2日	港北公会堂	30名
7月15日	はなことば新横浜	20名
8月15日	新田地区センター	40名
9月6日	下田地域ケアプラザ	12名
10月13日	城郷小机ケアプラザ	32名
11月17日	大豆戸町町内会館	24名
12月12日	表谷町内会館	20名



3 交通安全諸活動の推進

(1) 港北区 安全・安心のつどい

12月8日、港北公会堂で「港北区安全・安心のつどい」を開催しました。

交通安全功労者、ポスターコンクール入賞者、防犯功労者の表彰と講話を行ったほか、港北区から交通事故や犯罪がなくなり、「安全・安心なまち」となることよう、トリコロールマーメイズに交通安全宣言及び防犯決意表明を読み上げてもらいました。



令和4年度港北区交通安全功労者 *敬称略

	氏名・団体	地区名・所属
1	増淵 英行	綱島地区連合自治会
2	綱島 達雄	樽町連合町内会
3	原田 克己	菊名地区連合町内会
4	香西 光男	大倉山地区連合町会
5	久々宮 淳二	篠原地区連合自治会
6	澤 英俊	城郷地区連合町内会
7	加藤 浅幸	新羽町連合町内会
8	本橋 一男	新吉田あすなろ連合町内会
9	相澤 昇	高田町連合町内会
10	中岡 義美	交通安全協会
11	箕輪町町内会	日吉地区連合町内会



功労者表彰



マーメイズによる宣言

(2) 運転免許自主返納にむけた啓発活動（運転卒業者おトク事業）

各地で発生している高齢ドライバーによる事故を防ぐため、運転免許証を返納した際に発行できる「運転経歴証明書」を提示することで各種サービスを受けることができる「運転卒業者おトク事業」を港北区商店街連合会の協力を得て引き続き実施しました。



令和4年 各区の事故発生状況

区	発生件数（単位:件）			死者数（単位:人）			負傷者数（単位:人）		
	R4	R3	前年比	R4	R3	前年比	R4	R3	前年比
鶴見	669	575	94	4	1	3	745	650	95
神奈川	363	476	-113	3	3	0	400	539	-139
西	255	237	18	3	0	3	285	279	6
中	384	441	-57	1	4	-3	432	513	-81
南	328	361	-33	2	0	2	361	406	-45
港南	477	433	44	2	1	1	585	491	94
保土ヶ谷	454	454	0	0	3	-3	526	514	12
旭	528	519	9	2	1	1	594	606	-12
磯子	311	367	-56	1	3	-2	354	429	-75
金沢	506	563	-57	2	1	1	574	634	-60
港北	512	518	-6	2	1	1	559	588	-29
緑	371	391	-20	5	2	3	416	453	-37
青葉	543	613	-70	1	3	-2	625	702	-77
都筑	438	453	-15	4	3	1	509	516	-7
戸塚	514	640	-126	4	6	-2	571	725	-154
栄	193	202	-9	0	0	0	238	232	6
泉	272	265	7	0	2	-2	297	301	-4
瀬谷	374	375	-1	2	2	0	412	419	-7
合計	7,492	7,883	-391	38	36	2	8,483	8,997	-514

区内の各種事故件数

歩行者		子ども		高齢者		自転車		二輪車	
R4	前年比	R4	前年比	R4	前年比	R4	前年比	R4	前年比
111	-16	25	-18	141	-2	137	14	152	-8

区内の交通事故件数等の推移

年	交通事故件数(件)	死亡者数(人)	負傷者数(人)
令和4年	512	2	559
令和3年	518	1	588
令和2年	526	5	572
令和元年	593	3	685
平成30年	686	2	783
平成29年	855	3	968
平成28年	841	1	1,001

令和4年 港北区内交通死亡事故状況

	発生日	発生場所	死亡者
1	2月23日	大倉山七丁目	75歳・男性
2	12月22日	新横浜一丁目	80歳・男性

●啓発用チラシの一部

神奈川歩行者安全五則
~歩行者もルール・マナーを守りましょう!~

- ①横断する意図を明確にする!
- ②横断歩道を渡る!
- ③歩きスマホはしない!
- ④危険な路切横断はしない!
- ⑤反射材を身に付ける!

神奈川県 交通安全対策協議会

安全は心と時間のゆとりから

歩行中の交通事故を防ぐには...

交通安全でなくられた方おのれが歩行者に注意されています。歩行者の交通安全ルール・マナーを守り、交通事故を防ぐための安全行動が必要です。

- ①歩行者は歩行者であることを明確に示す
- ②横断歩道を渡る際は、歩行者であることを明確に示す
- ③歩きスマホはしない
- ④危険な路切横断はしない
- ⑤反射材を身に付ける

横浜市 交通安全対策協議会

ピカピカ光って 夜道も安心!

夕方・夜間の明るい服装で反射材を身につけましょう!

- 明るい服装
- 反射材
- 反射材

横浜市 交通安全対策協議会

改定した自転車安全利用五則
守りましょう!

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

内閣府

ヘルメット かぶっていますか?

ヘルメットをかぶって安心 その未来

令和5年4月1日から全ての自転車利用者について、**乗車用ヘルメットの着用が努力義務**となります。

横浜市道路局交通安全・自転車政策課

改定! 自転車安全利用五則の守りましょう!

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

横浜市 交通安全対策協議会

令和5年度 事業計画

「安全は 心と時間の ゆとりから」を年間スローガンとして、新型コロナウイルスの感染防止を考慮しながら、以下の事業を実施します。

【重点事項】

- 1 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 2 二輪車・自転車の交通事故防止
- 3 高齢者と子どもの交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶

【活動推進】

- 1 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 2 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底
- 3 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 踏切道における交通事故防止
- 6 暴走族の追放
- 7 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

死傷者を限りなく「ゼロ」に近づけるため、各関係機関・団体と連携し、「港北区交通安全宣言(案)」を定め、「交通事故のない安全で快適な街 港北」の実現を目指します。

港北区交通安全宣言

交通事故のない、安全で安心して住むことのできる地域社会を築くことは、すべての港北区民の切実な願いです。

家庭、学校、職場、そして地域全体で交通安全対策を推進し、すべての人が交通事故で悲しみを味わうことのない地域社会を実現するため、いかなる時でも交通マナーの向上に努めるとともに、誰もが事故を起こさない、事故に遭わないように心がけることを宣言します。

- 一、 子どもやお年寄り、障がい者を交通事故から守るため、思いやりとゆずりあいの精神で快適な交通社会を築きます。
- 一、 子どもが自分自身で交通事故から身を守れるよう、交通ルールの周知を徹底します。
- 一、 人の命を脅かす悪質な犯罪である飲酒運転を根絶します。
- 一、 車に乗るとき、乗せるときはすべての座席のシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい着用を徹底します。
- 一、 被害者にも加害者にもなる自転車の交通ルールを守り、自転車損害賠償責任保険等の加入及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の周知啓発を推進します。
- 一、 高齢ドライバーによる痛ましい事故を港北区で起こさないためにも、運転免許の自主返納やサポートカーの利用を推進します。

【事業計画】

1 各季の運動・強化月間

各季の運動や強化月間の趣旨に合わせたキャンペーンを実施していきます。また、ポスター掲示やチラシの配架、ホームページ及びツイッター等の利用も併せ、周知・啓発の徹底を図ります。

(1) 新入学児童・園児を交通事故から守る運動

期間 4月 5日～4月 11日

(2) 春の全国交通安全運動

期間 5月 11日～5月 20日

交通事故死ゼロを目指す日

5月 20日

(3) 九都縣市一斉自転車マナーアップ強化月間

期間 5月 1日～5月 31日

(3) 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間

期間 6月 1日～6月 30日

(4) 夏の交通事故防止運動

期間 7月 11日～7月 20日

(5) 秋の全国交通安全運動

期間 9月 21日～9月 30日

交通事故死ゼロを目指す日

9月 30日

(6) 首都圏放置自転車・クリーンキャンペーン

期間 10月 1日～10月 31日

(7) 飲酒運転根絶強化月間

期間 12月 1日～12月 31日

(8) 年末の交通事故防止運動

期間 12月 11日～12月 20日

新入学児童・園児を交通事故から守る運動

キャンペーン

4月7日、日吉台小学校の登校時間に合わせ、横浜F・マリノスのマリノスケとトリコロールマーメイドの協力で見守り・ひとこえ運動を実施し、交通事故防止を呼びかけました。



春の全国交通安全運動並びに九都縣市

一斉自転車マナーアップ強化月間化キャンペーン

5月11日、春の全国交通安全運動の初日に、新横浜駅前にて街頭キャンペーンを実施し、交通事故防止を呼びかけました。



2 高齢者の交通安全教育の実施

(1) 交通安全シルバーリーダーの活動促進、養成

交通安全シルバーリーダー連絡協議会の活動の促進を図るとともに、講話や交通安全啓発のDVD上映などによる養成研修会を行います。

(2) 高齢者交通安全教室

交通安全シルバーリーダーや老人クラブの方を中心に、年1回以上の開催を目標に実施します。

(3) 参加体験型交通安全教室の実施

「高齢者ウォークラリー」や「シルバードライビングスクール」などの参加体験型の交通安全教育を採り入れ、交通ルールの再確認を行います。

(4) 高齢者向け交通安全教育動画の作成【新規】

交通ルートを再確認するため、高齢者向けの交通安全教育動画を作成し、老人クラブや町内会において活用できるようにします。

3 交通安全諸活動の推進

(1) 港北区 安全・安心のつどいの開催

交通安全運動の活性化と犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、「港北区 安全・安心のつどい」を開催し、区民全員一丸となって交通安全を推進していくことを確認します。今年度は12月4日に港北公会堂で開催する予定です。

(2) 運転免許自主返納にむけた啓発活動

東急バスや市営バスの御協力により、自主返納を呼びかける車内アナウンスを実施し、高齢ドライバーはもとより御家族にも啓発します。

また、高齢者の交通事故防止対策の一環として、「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違え急発進抑制措置」を搭載するセーフティ・サポートカーについても周知します。

(3) 自転車利用者に対するヘルメット着用の啓発活動の実施【新規】

令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。交通安全キャンペーンや様々なイベントの機会を利用し、チラシ等を配布するとともにホームページ等で広く周知を行います。

また、夜間のライト点灯、飲酒運転の禁止等、新自転車安全利用五則の啓発を引き続き行います。

(4) その他の諸活動

道路交通法の改正により、令和5年7月1日以降、電動キックボードが「特定小型原動機付自転車」に分類されるため、利用についての正しい交通ルールやマナーを啓発していきます。

- ① 16歳以上であれば、運転免許不要
- ② ヘルメット着用は努力義務
- ③ 自転車道・路側帯の通行が可能
- ④ 6 km/h 以下の場合には歩道の通行も可能